

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	桂川・支川対策特別委員会	会議場所	第3委員会室
		担当職員	三宅
日 時	平成28年6月10日(金曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 0 時 01 分
出席委員	木曾利廣、 齊藤一義、福井英昭、馬場隆、藤本弘 (欠席:湊泰孝、堤松男)		
出席理事者	[土木建築部]柴田部長、中西施設担当部長 [桂川・道路整備課]並河課長、澤田副課長		
出席事務局	門事務局長、鈴木議事調査係長、三宅主任		
傍聴者	市民 名	報道関係者 名	議員 名

会 議 の 概 要

10:00

1 開議（木曾委員長あいさつ）

（事務局日程説明）

2 案件

（1）桂川下流域における緊急治水対策事業の視察総括

<木曾委員長>

視察概要の説明を。

<事務局>

（視察概要説明）

<木曾委員長>

視察を通じて各委員の意見は。

<福井委員>

国の緊急治水対策事業については、桂川下流域において平成25年台風18号と同規模の出水に耐えられる整備を行うことと説明を受けた。それは国の技術担当としての使命とは理解するが、上流域のことを視野に入れていないように受け止めた。本視察を通じて、当委員会としても何らかの行動を起こさなければならないと考えている。

<馬場委員>

緊急治水対策事業は、本市における過去からの長い歴史の中で展開されてきた桂川改修促進活動の経過を踏まえた中で、実施されたものと考えていたことから、本視察は意義あるものと捉えていたが、国は国、府は府という印象が非常に強く感じられた。直接、京都府に出向き、京都府の事業としてどうなのかということ进行を明らかにしないと結論できないと考える。また、台風18号による嵐山地区の水害については、単なる下流域対策だけでは説明がつかない状況があると考えているが、そのあたりの説明はなかった。

<藤本委員>

台風18号により、嵐山地区での水害のほか、本市では逆流によりため池状態となったことが、緊急治水対策事業を実施する要因であったと考えていたが、あくまでも下流域で再度災害を受けないようにするための整備であるとのことであり、全く上流域に配慮されたものではなく、上流域対策に資する整備なのか疑問を抱いたところである。

170億円のうち、大下津引堤整備に係る家屋移転等の経費に相当多くの部分が充てられると思うが、一番大事なものは堆積土砂の浚渫等であり、上流への逆流をなくす対策をしっかりと取っていかないと、今のままでは、本市で再度災害に見舞われる危険性は払拭されない。その点に配慮した整備が推進されるよう、国に対して要望していくべきことを強く感じた。

<福井委員>

馬場委員の意見に関連して、本市では、京都府の当面計画の概成により、貯水量がこれまでよりも増加しているため、請田地点では掘削をしなくても水圧で十分流下できる状況と思われる。下流域において、国はそのことを意識せずに、170億円をかけて下流域を守ると言っているのだが、それでは国と府は何も連携できていないのではないかと感じられる。本来なら1級河川として、全て国の直轄で整備してもらふべきであるが、京都府の管轄となっている現状である以上、もっと調整を図ってほしい。

<齊藤副委員長>

視察を行う前から、緊急治水対策事業は、本市の治水対策に全くつながるものではないと考えていた。例えば、田んぼの水路で詰まっている箇所について、下を改修したとしても詰まっているところは詰まったままであるのと同様、全く解決にならない問題である。根本的に本市のためには全くなっていないと考えており、視察を通じて、まさにそのとおりだと実感した。

よって私は、京都府に対して地下を抜くよう提案し、その予算がないなら国の予算をもって実施されるよう求めている。国・府の連携が取れていない現状であるなら、国の事業として、トンネルで地下河川の整備を行うか、保津峡を掘削するかの何れかであるが、景勝地、嵐山のことを踏まえると掘削はできない。霞堤を締めるための議論をいくらしていても、一向に前進しないことから、国に対して、以上のことを強く要望できるようにしていきたい。

また、ほ場整備の関係で、農水省の方からは、本市のように下流域のために浸かっているようなところは、全国に例がないと言われた。そのようなところでは、下流域の予算で全て対応されているとのことである。例えば新潟県見附市の農地整備においては、地元ではなく全て下流域の予算で、田んぼダム等の整備をされている。そのような事例をもっと調べてほしい。それらの事例を踏まえて要望等を行ってはどうか。

<馬場委員>

雨水排水に関しても、総合的に考えていかなければならない。河川改修と合わせて公共下水道の雨水排水幹線整備を推進していくべきである。

<木曾委員長>

それぞれ意見をいただいたが最後にはまとめていきたい。

<齊藤副委員長>

京都府ではなく、国に対して早急に要望すべきである。現在の国の所管においては、本市の水に浸かる状況を承知されている。

<馬場委員>

現状の対策を追及し、京都府で対応できないようなら、国に要望するよう、両面で要望してはどうか。

<福井委員>

本市において霞堤は1箇所だけなのか。

<馬場委員>

水の流れとは逆に切るような本来の霞堤の堤体としてあるのは、宇津根橋付近の1箇所だけであり、その霞堤では逆流により川東一帯に遊水機能を持たせている。勝林島の一部地域では高上げをしており、住居等に被害を及ぼさずに田畑に流すという究極の知恵である。農地等被害は生じるが、ハード面で堤防を固めてしまうと、いざ決壊した時には大変な事態となる。上流域ではどんどん開発が進んでいる状況で、桂川の治水対策だけでは対応できるものではなく、遊水機能が損なわれてきていることも含め、全体的に河川整備を考えていくべきである。

<藤本委員>

要望に関しては、国、府の両方に対して行うべきである。国の緊急治水対策事業は本市に直接的な影響がないことから、齊藤副委員長の見解のように地下河川整備を行うか、または霞堤を整備して一気に下流に流すなど、そういう対策をとらないとどうしようもない。

<木曾委員長>

本市の地理的な条件等もあるが、都市化の進展等により、住家にまで被害が及ぶ事態が生じている。日吉ダムの流量調節も一定できるようになったが、近年の異常気象を踏まえての対策をしていかなければならない。霞堤の問題に関しても、そのまま流してしまうと、下流域では大きな被害が生じる現状がある。上下流のバランスを確保するという事は、どういうことをすればよいのか。170億円をかけた事業であっても、本市では何も変わらないのであれば、今後、補償の問題も出していないと理解が得られない。桂川全体の治水対策を考えた上で、今何が必要なのかを絞り込み、国・府に伝えていかなければならない。このままでは打開策が出ない。

<福井委員>

上下流のバランスを確保する点で、緊急治水対策事業の実施は、上流域に何の役にも立っていないということはない。ただ、国は国で事業を行い、京都府では少ししか予算が付かず、現実に掘削もできていない状況である。このまま国と府で事業を進めていても、いつまでたっても解決しない状況であることから、国で事業化すべきと考える。

<事務局長>

将来につながる色々な提案等が出されているが、提案を行うためには、河川管理の問題のほか、技術面、予算面等についても詰めていただく必要がある。それらについては、所管の市執行部、国・府の機関等に確認していただき、可能な事項を整理し、将来に向けた展望等を盛り込んだ要望内容に集約されてはどうかと提案する。

<齊藤副委員長>

可能な事項としては、下流域整備に係る予算の中から、本市全域における農地を田んぼダムにするための柵を整備する予算を計上してもらいたい。本川への流入を和らげる効果がある。そのような事例があるが、地元の予算ではされていない。これは早期にできることである。

<馬場委員>

雨水浸透柵についても提言してきたが、当局の見解では、地下水位が高いことから、余り効果がないように言われている。本梅川、園部川等の氾濫状況から、必ずしも

地下水位の高い中心部で設置するのではなく、周辺部に設置することで、かなりの効果があると思われる。そういうことについても国に求めることは、一致できるのではないか。

< 藤本委員 >

根本的な解決になるのかわからず、技術面の確認は必要であるが、桂川河川整備計画では、下流域において河道掘削の大幅前倒し等の対策がとられているものの、堆積土砂の浚渫は目に見えて進行していないのが現状であり、現地視察ではこのままで大丈夫なのかと疑問に感じた。下流域の堆積土砂の浚渫と合わせて、本市域における支川を含めた総合的な整備をしっかりと予算化して前倒しして進めてもらいたい。具体的な整備箇所を示していかないと、ダム等による流量調整だけでは厳しい状況である。

< 木曾委員長 >

各委員から出された以上の意見を踏まえ、これより執行部から今年度の事業計画等の説明を受けることとしたい。理事者退室後には、改めて今後の方向性について協議したい。(了)

~ 10 : 40

[土木建築部入室]

[土木建築部長あいさつ]

本市のまちづくりにおいて、桂川本川・支川の整備は最重要課題と考えている。今後さらに治水機能を向上させるためには、嵐山地区の整備が必要不可欠な状況であり、今年度の事業計画等を説明する。

[桂川・道路整備課長より資料に基づき説明 (P 1 ~ 1 6 (桂川本川関係)]

~ 11 : 05

[質疑]

< 福井委員 >

まず、先般の視察を通じて、執行部としてどのように感じられたか。私としては、国と府が関連して事業を推進されているようにこれまで認識していたのだが、実際にはそのようなものなのか。

< 桂川・道路整備課長 >

当然、国・府は調整して事業を進めているように認識している。嵐山地区では6号井堰の撤去により、整備メニューの一つが実施されたものであり、確実に治水対策は進展し、能力向上が図られるものである。私としては、暫定計画のステップの進捗にも関わるものと考えているが、緊急治水対策の効果は上流域に直接波及するものではないと示されたことで、そのように再認識したところである。

< 馬場委員 >

P 7、今年度施工箇所の図面中、保津小橋付近に示されている市道の名称は。また、高水敷掘削の範囲内に補償物件として「市上水道水源補償」とあるが、その内容は。

< 桂川・道路整備課長 >

市道名称は、三宅保津小橋線であり、旧堤防を占用して市道としていた箇所について、高水敷掘削を行い引堤とするため、市道を付け替えるものである。また、市上

水道水源補償については、相当以前に完了した物件である。

<馬場委員>

市道の付け替えとして議案提案されるものか。

<土木建築部長>

起・終点の途中部分の付け替えであるので、議案案件とはならない。

<木曾委員長>

付け替えにより延長は変わらないのか。

<土木建築部長>

延長は変わる。

<藤本委員>

P 7、施行済の関連事業として紫色で示されている府道亀岡園部線部分の表示は、道路整備ができたという意味か。

<桂川・道路整備課長>

そのとおりである。

<藤本委員>

P 1、「桂川嵐山地区河川整備検討委員会等において、国・府・京都市が検討を進めている」とあり、また、「嵐山地区での流下能力向上が上流域の改修推進の前提であることから、嵐山地区のさらなる改修促進が必要である。」とされているが、上流域に対して具体的にどこをどうしていくのか、その方針はまだ出されていないのか。

<土木建築部長>

桂川嵐山地区河川整備検討委員会においては、先ほど説明のとおり、資料にある3案の絞り込みにより検討されている状況である。戦後最大洪水への対応をめざした検討がなされているものであるが、上流域を含めた検討については、当検討委員会だけでなされているものではない。

<齊藤副委員長>

緊急治水対策事業については、本市を守るためのものとは全くなっていないと考えている。上流部が詰まっている状態のまま、下流域を170億円を費やして掘削等をしたとしても、請田から嵐山までの間の掘削をしないまま、下流域の流量は増えたと考えているのか。

<土木建築部長>

請田付近における河床の掘削は行う必要があるが、そこから嵐山までの間については、掘削しなくてもよいように認識している。

<桂川・道路整備課長>

P 9、第2段階の整備により、請田地点で2300m³の流量に対応できるようになり、それに整合して、P 11にあるように、嵐山付近では、保津峡現況で2900m³の通過流量で上下流の整合が図れる計画となっている。

<木曾委員長>

我々は、これまでの間、緊急治水対策事業により、平成31年度までに170億円の経費で下流域の整備を行い、上下流のバランスを図ることにより、請田の掘削もスムーズに行われることが期待され、上流部の治水対策が改善するものと聞いてきた。しかし、先般の視察では、我々の考える上下流のバランスとは異なる見解であったことから、その点を説明できるよう明らかにする必要がある。

また、保津工区よりも上流部に関しては、色々と河道整備が進んでいる。そうなると請田地点ではより一層の流下を受け止める必要が生じてくる。本市の上流

部、下流部における整備がそれぞれ促進されたとしても、一番重要な請田地点において何の対策もされないままでは大変なことになるのではと心配しているが、どのように考えるか。

< 土木建築部長 >

同じ管内における京都府の管理河川であり、当然、上下流バランスを確保した改修であると認識している。

< 木曾委員長 >

上流部、下流部の改修がそれぞれ進む中であるにもかかわらず、本市域における河道内の堆積土砂の浚渫は進んでいない。高水敷掘削が進んでいることはわかるが、根本的なこととして、上流部から流れてきた土砂の浚渫をしないのはまずいのではないか。そもそも、河床が上がってしまうことにより、高水敷掘削は対策となっていないのではないか。請田地点の流量を測り対策を講じるべきである。

本市の上流域、下流域を含め、全体を見て上・中・下流のバランスを図る中では、本市の位置する中流域は遅れている。請田地点、本川の堆積土砂等について早急に対策を講じない限り、本当の対策とはならない。河床は確実に上がっている状況の中、高水敷掘削で対応できるものとはならないと考えるがいかがか。

< 桂川・道路整備課長 >

堆積土砂についてのこの間の状況としては、宇津根橋下流において、26年度8000³m、27年度では8500³mを掘削された。今年度も宇津根橋から保津橋の間で、同量程度の掘削を行う予定と聞いており、その要望は常々行っている状況である。また、支川に関しても多くの要望を受けており、流下を阻害しないよう市としても適正管理について要望を行っている。

< 木曾委員長 >

支川は順次改修されているが、本流で飲み込めない状況があり、支川も逆流している。西川は極端にその状況が生じている。また、保津峡には断層があることから、地震により、万が一そこが塞がってしまった場合どうなるのかと危惧している。そのようなことも国・府は考えているのか。全体的な上下流整備を図る上では、やはり請田の河床掘削をできる限り早期に実施することを考えてもらいたい。そして流量がどのように変化するのかを分析してその対策をもってもらいたい。

我々は当時、下流域整備が治水対策の前提となることから、その予算要望を行い、その結果として、170億円の予算が付いたものと理解している。それが、本市に影響がないということなら、何のために要望したのか。京都市はそのような要望をしていない。腑に落ちず情けない思いであり、先般の視察ではそのことが露骨に感じられ、がっかりした。国・府に対して何らかの要望をしていく必要があると私は考えている。どういったところで要望していけば効果的なのか、行政とともに考えていきたい。

< 藤本委員 >

P2、「平成29年度以降は、国土交通省管理区間の改修状況の進捗に合わせて、上下流バランスを確保のうえ、実施可能な対策を検討し、段階的に実施していく。」とあるが、現在、方針は明確化されているのか。

< 桂川・道路整備課長 >

具体的に示してもらえない状況にはない。

< 木曾委員長 >

いつまでたってもこのような状況が続くのであれば、国・府に対して霞堤を締めるまでは補償を要求するよう求めていくことも考える必要がある。そのタイミング等

について、行政としてはどう考えるか。170億円の予算のうち、そのようなことにも予算を充ててもらいたい。例えば、ほ場整備等における治水能力向上や補償など、そのような要望を行うことについて、どのように考えるか。

< 土木建築部長 >

一つの案と考える。具体的に事業が進捗する状況でない中、万が一、被害が生じた場合における補償は考えられる。どのようなタイミングで国、府に声をあげていくのか、そのような場も今後出てくるであろう。

< 木曾委員長 >

これまでの被害の状況を見ると、篠町山本から柏原にかけては、水路がほとんど潰れてしまっている。それらの復旧には結局、地元の負担となっている。そのようなことも求めていかない限り、我慢することだけに終わってしまう。下流域の状況も承知して、整備ができるまで待つ間、その間に生じた被害については、しっかりと対策を講じてもらうよう予算措置してほしいと考えるがいかがか。

< 桂川・道路整備課長 >

下流域のための調整機能を果たすために被害が生じていることから、国等がそのリスクに対して補償をとるという考え方であるが、下流域のためにとるところから、下流域にもそのリスクを共有してもらうシステムとして何かできないのか、流域全体で本市のリスクに対応してもらうような考え方については、理事者も持たれているように聞いている。

< 木曾委員長 >

これは議会だけで行動をとるのではなく、関係機関と連携して進めていかないと難しい問題がある。桂川改修促進期成同盟とともに真剣に考えていかなければならない。国・府の整備が進まない中、我々としては、市民の生命、財産を守る意識から、そのような行動を起こすべきであり、今後連携をとって進めていきたい。よろしくお願ひしたい。

～ 11 : 44

[桂川・道路整備課長より資料に基づき説明 (P 17 ~ (桂川支川関係)]

～ 11 : 50

[質疑]

< 福井委員 >

曾我谷川について、京都府からは整備済区間と聞いているが、市内の河川の中で一番に氾濫危険水位に到達する危険な状況にある。浚渫も中々行われず、地元からはアユモドキが大事なのか、人命が大事なのかとの声を受けている。このような状況をどう考えるか。

< 桂川・道路整備課長 >

地元からの要望は重々承知しており、府民公募の市町村提案型においても、特にJR上流付近については、色々な調整事項はあるが実施するという回答を得ている。ただ、実際には実施に至っていないことから、引き続き要望していきたいと考えている。

< 木曾委員長 >

質疑は以上とする。

このたびの視察を通じて、私は、本特別委員会として、京都府の基本的な考え方を聞く必要があると考えている。京都府の方から特別委員会に出席していただくか、こちらから京都府へ行かせていただき、国、京都府の考えが一致しているのかを確認したい。各委員からも様々な意見が多く出されたので、その上で、委員会としての考え方を整理していきたい。その日程調整を行いたいと考えるが、各委員はどうか。(了)

<馬場委員>

国、府と一括してしまうと混乱するので、段階を踏んで、まずは京都府と調整していただきたい。

<木曾委員長>

それでは、まずは京都府との協議を行う場をもつこととしたいが、委員長の招集により、本特別委員会の会議に出席してもらうことは可能なのか。

<事務局>

会議の場に説明員以外の出席を求める場合は、参考人招致の制度がある。その必要がある場合は、委員会の議決に基づき、参考人の出席要求手続きを行うこととなる。なお、振興局や土木事務所に外向いて意見交換等を行う場合は、委員派遣として、正規の会議と切り離して、行政視察と同様の形態で行うこととなる。また、今後、桂川改修促進期成同盟の総会の場もあることから、そのような調整を図れるような機会もあると思われる。以上を踏まえて協議願いたい。

<木曾委員長>

6月27日に期成同盟の総会が開催される。私はそれに参加するので、その日以降で日程調整を行いたい。参考人として出席を要求するか、こちらから外向かせていただくのか、ご意見は。

<土木建築部長>

これまでの経過では、現地視察において京都府の担当者に説明いただくことがあったが、公式な対応とはされていない。

<木曾委員長>

どのように取り扱うべきか。

<馬場委員>

行政視察という位置づけで南丹土木事務所に行かせていただき、意見交換を行った上で問題点を整理し、必要がある場合に参考人制度をとってはどうか。

<木曾委員長>

それでは、まずは南丹土木事務所において意見交換を行うこととし、執行部の出席も含め、その日程調整を願いたい。(了)

<木曾委員長>

それではよろしく願います。また、要望等を行うに当たっても、特別委員会だけでは効果がないので、期成同盟、亀岡市とも連携をとって進めていきたい。その点についてもよろしく願います。

[土木建築部退室]

3 その他

<木曾委員長>

以上により、今後、京都府との意見交換の場をもち、要望事項等の取り扱いに当た

っては、行政と連携しながらとりまとめを行っていくこととする。本日はこれにて散会とする。

散会 ~ 12:01